令和６年度

危機管理マニュアル

（地震・土砂災害・洪水への対応）

高知県立宿毛工業高等学校

目次

Ⅰ　事前の危機管理（備える）
１　危機管理基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　学校の立地状況と災害想定、避難場所等 ・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　災害発生時の組織体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）指揮命令者（５番目まで）
（２）対策本部の設置
（３）避難所として開放する教室等
（４）組織体制
（５）休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制
４　連絡体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（１）連絡体制フロー図
（２）防災関係機関連絡先一覧
（３）保護者への連絡体制
（４）教職員の安否確認
Ⅱ　発生時の危機管理（命を守る）
１　地震発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（１）生徒等在校中の対応
〔場所別の指示と生徒の行動〕
（２）校外での活動等の対応
（３）生徒が登下校中の対応
（４）生徒が在宅時（休日・夜間）の対応
２　生徒の保護者への引き渡し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
Ⅲ　事後の危機管理（暮らしをとりもどす）
１　児童生徒等の心のケアについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
２　避難所開設・運営支援（詳細は「避難所対応マニュアル」参照）・・・24
３　学校再開に向けた取組（詳細は「学校再開計画」参照）・・・・・・・25
Ⅳ　資料
〇学校防災マニュアル チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
〇地震対策チェックリストの例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
〇ヘルプカードについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
《参考様式》 ※マニュアル共有時や研修、個別作業で活用可能
入力シート①　災害時 個人アクションカード ・・・・・・・・・・・・29
入力シート②　地震発生時の対応 シミュレーションシート ・・・・・30

Ⅰ　事前の危機管理（備える）

1　危機管理基本方針

危機管理の必要性

- 学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事故や事件への対応策。
- 生徒の命と人権を守り、安全を確保する。そのために危機管理マニュアルを確認し、全教職員が一丸となって被害を未然に防ぐ。
- 万一の場合、被害を最小限にとどめるようにする。

危機管理の目的

- 危機に関する兆候を積極的に察知する。
- 迅速・的確に対処する事ができる体制の整備。
- 研修や訓練を通して危機管理に関する意識と資質の向上を図る。
- 危機発生時、教職員は生徒等の生命および身体の安全確保を最優先し、迅速・的確に対応し、生徒等への影響をできる限り少なくする。

未然防

対　応

事故発生

現場対応

報告

対策本部

情報収集

対策検討

情報提示

対策実施

継続的対応

再発防止

日常の行動

生徒の健康状況の把握
生徒・保護者との信頼関係の構築
健康・安全指導の徹底
各種備品・施設の安全点検
講習・研修・訓練の実施

マニュアルの作成

必要な対応・手順を明示する
関係機関等の連絡先を明示する
関係機関等からの助言を得る
最悪のケースを想定する

想定外はない覚悟で

常に、本当にこれで大丈夫だろうかの意識で

職場で問題やトラブルが発生したら、決して一人で抱え込まず、相談を。迷ったら報告・悪い情報ほど早く。

情報・対策の窓口の一本化

重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定を迅速におこなうために対策本部を設置する。

対策本部の設置

- 救援活動指示
- 外部対応
- 再発防止対策
- 情報収集、整理
- 避難解除、教育活動の再開指示

※　対策本部は、基本的に校長室
本部長＝校長　　副本部長＝教頭・事務長
対策本部員＝安全衛生管理者・生徒指導部長・教務部長・総務部長・その他校長の認めた者

自然災害・人災

地震・火災・大雨洪水・大雪
授業中・部活動中・試合中の事故
学校行事・校外学習中の事故
登下校中の事故
不審者　テロ　感染症　伝染病
等

生徒指導他

不登校、いじめ、病気、薬物乱用、けんか、自殺企画、凶器携帯、窃盗万引き、携帯電話問題、服装の乱れ、差別、教職員の不祥事、セキュリティー漏れ、著作権侵害　　等

＜消費者事故とは＞
供給・提供・利用する商品・製品、物品・施設・工作物、役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故等
例えば、防護柵の設置等の安全対策の不備等による重大事故、遊具等の欠陥等による事故

2　学校の立地状況と災害想定、避難場所等

【学校の地理的条件等に関する情報】

◇土砂災害警戒区域
◇海抜約10メートル

【災害想定】

◇最大震度6強、揺れの時間3分
◇土砂災害警戒区域
　本館西側
◇大雨等による水害（洪水）

【避難場所等】

◇地震
　一次避難場所：グラウンド
　（体育館の安全が確認された場合は体育館2階アリーナ）
　二次避難場所：山奈小学校、東部支所、東中学校、貝礎隣保館
◇洪水・土砂災害
　一次避難場所：校舎3～4階東側の教室や廊下
　（体育館の安全が確認された場合は体育館2階アリーナ）
　二次避難場所：山奈小学校、東部支所、東中学校、貝礎隣保館

【近隣の避難場所】

◇山奈小学校：本施設から徒歩１４分、１．０km
◇東中学校　：本施設から徒歩　６分、６００m

地震避難場所：グラウンド

※校舎西側のクラスは西側の階段から１階へ降りグラウンドへ
※校舎東側のクラスは東側の階段から１階へ降りグラウンドへ
※体育館の安全が確認されれば体育館へ移動

校舎見取り図

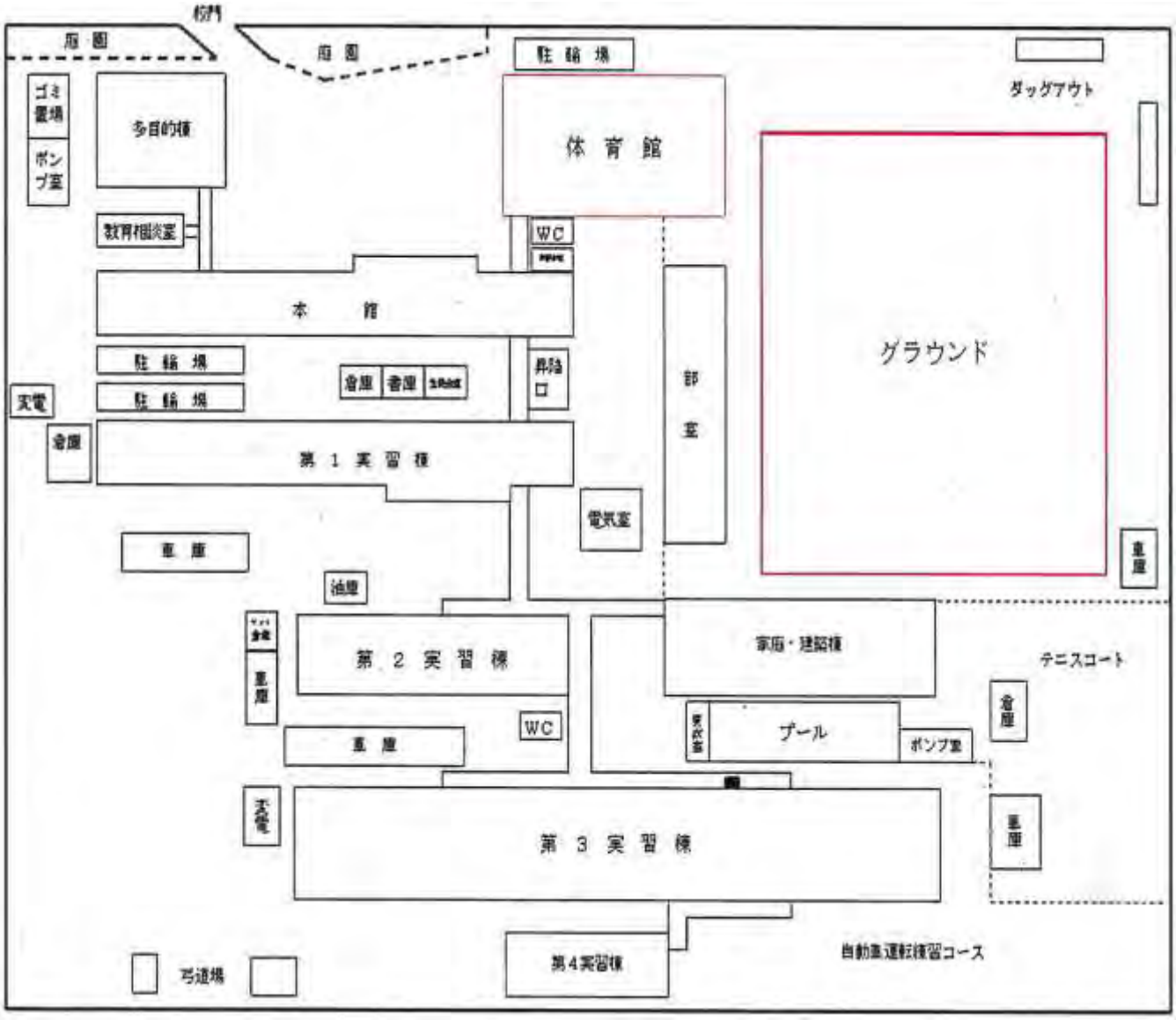

土砂災害・水害避難場所：本館３階～４階

※校舎３階と４階にいる教員及び生徒は校舎４階東側へ
※校舎１階と２階にいる教員及び生徒は校舎３階東側へ
※避難後、体育館の安全が確認されれば体育館２階アリーナへ移動する

校舎見取り図

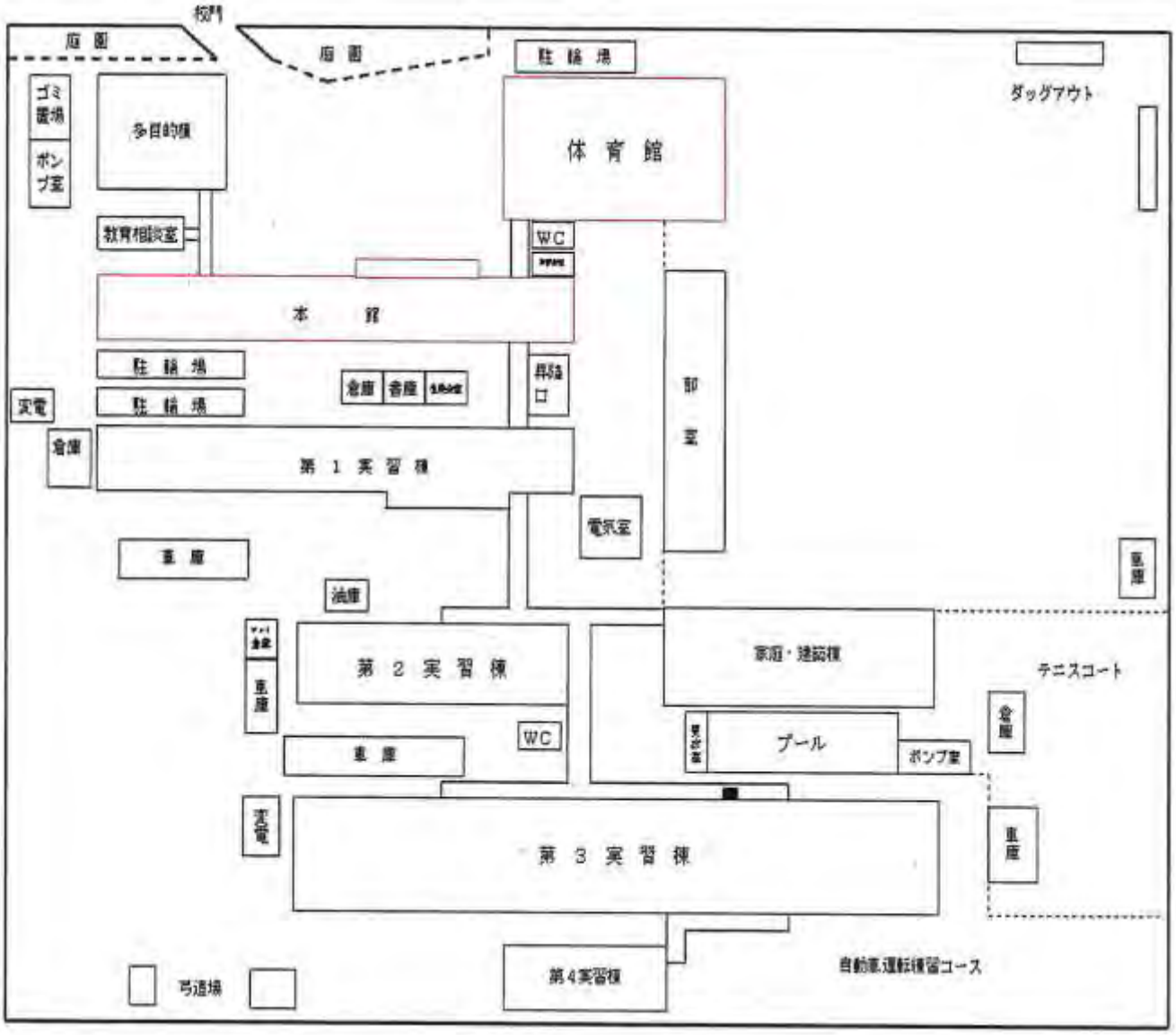

二次避難場所：山奈小学校、東部支所、東中学校、貝礎隣保館

施設名	電話番号	災害時有線電話	所在地		収容可能人数(人)※3m^2/人	耐震性の有無	対応災害				津波災害警戒区域
			北緯	東経			風水害等	地震(津波)	洪水	土砂	
山奈小学校	66-0752	*	山奈町田1999-1		301	校舎○ 屋体○	○	○		○	
			N32-58-18.62	E132-48-52.47							
東部支所	66-0001	*	平田町戸内2093-2		9	○	○	○	○	○	
			N32-57-57.85	E132-48-29.49							
東中学校	66-0527	*	平田町戸内2070		276	校舎○ 屋体○	○	○	○	○	
			N32-57-49.13	E132-48-23.87							
貝礎隣保館	66-0614	*	平田町黒川4492-7		90	○	○	○	○	○	
			N32-57-43.92	E132-48-50.39							

土砂災害警戒区域（高知県防災マップより）

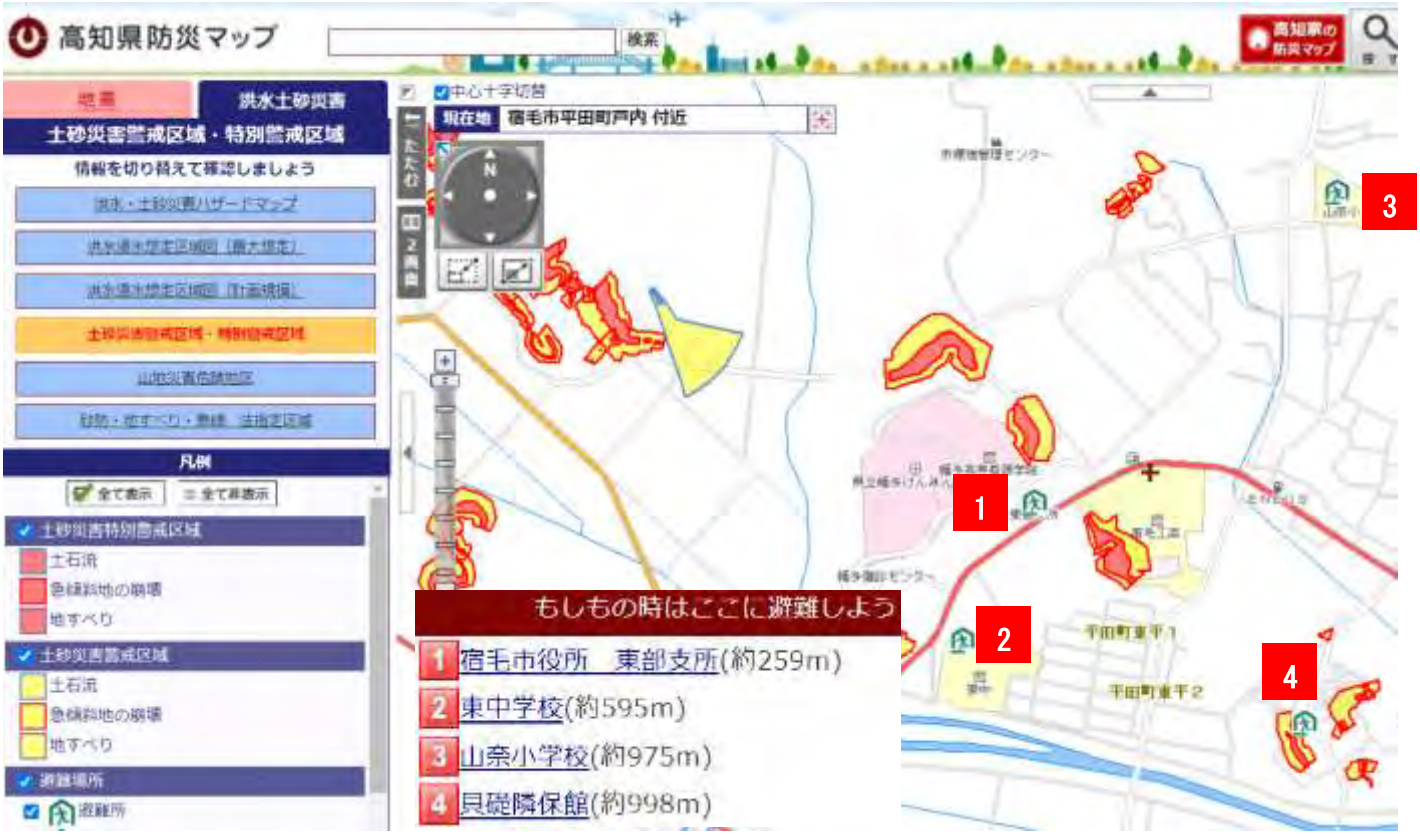

３　災害発生時の組織体制

（１）指揮命令者

１ 校長
２ 教頭
３ 事務長
４ 教務主任
５ 生徒指導主事

（２）対策本部の設置

対策本部	役　　職
本 部 長	校　　長
副本部長	教　　頭 事 務 長
対策本部員	衛生管理者 教務主任 生徒指導主事 総務部長 科長（機械科） 科長（建設科） 科長（電気科） 科長（情報技術科） 補導専任

（対策本部員はその他校長が認めた者）

（３）避難所として開放する教室等

	名　　称	配　　置		名　　称	配　　置
1	災害対策本部	本館１階会議室	8	支援物資集積所	体育館１階、２階
2	情報・通信室	本館１階応接室	9	ペット保護所	本館南側駐輪場
3	避難者収容場所	体育館、格技場 本館普通教室	10	仮設トイレ	運動場 体育館通路西側駐車場
4	避難者収容場所 (要配慮者優先室)	本館１階進路Ｉ教室	11	テントスペース	体育館１階ピロティ―
5	応急救護室	保健室	12	避難者用駐車ｽﾍﾟｰｽ	運動場
6	緊急車両駐車場	玄関前来客用駐車場	13	仮設シャワー 更衣テント	運動場（体育館東）
7	ゴミ集積所	学校敷地北西隅	14	喫煙スペース	体育館北側駐輪場

（４）組織体制

班長…◎（担当者が不在もしくは負傷等で役割を果たせない場合も考慮しておく）

名　称	担　当	主　な　対　応
総括本部	本部長 校長 副本部長 教頭 事務長	・校内放送等による連絡や指示 ・応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定） ・各班との連絡調整 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・市町村災害対策本部、教育委員会事務局等への報告
安全点検班	教諭◎ 教諭	・施設内の安全点検 ・立入禁止箇所の明示 ・避難所の準備 ・避難時の安全性の確認
避難誘導班	教諭◎ 教諭	・分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童生徒等及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、児童生徒等の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施　等 ・分散して各教室、トイレ体育館等の残留児童生徒等を確認
管理班	教諭◎ 教諭	・避難者受け入れ ・避難者名簿の作成
情報班	教諭◎ 教諭	・情報・通信機器の確認 ・すぐーる等での情報発信、安否確認等
食糧班	教諭◎ 教諭	・備蓄食料の配布
物資班	教諭◎ 教諭	・備蓄物資の配布
環境班	教諭◎ 教諭	・トイレの準備・運用 ・生活用水の確保 ・ペットの受入れ
保健班	養護教諭◎ 教諭	・救護室の設置、傷病者の把握 ・緊急搬送の要請、医療機関への連絡　等 ・有資格者への協力依頼 ・負傷者への応急手当 ・負傷者の状況を確認、本部へ連絡 ・児童生徒等の負傷の有無、負傷の程度の確認
避難所支援班	教諭◎ 教諭	・要配慮者の把握・見守り ・搬送要請
児童生徒等対応班	教諭◎ 教諭	・児童生徒等の安全を確保し、児童生徒等への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等 ・二次災害の防止活動
安否確認班	教諭◎ 教諭	・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告 ・被害児童生徒等の保護者への連絡
救 出 班	教諭◎ 教諭	・負傷者を救出 ・行方不明者の捜索 ・校内の警備　等

（５）休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制

【参集体制】※原則として自分自身及び家族の身の安全を優先

配備体制	配備基準	参集体制
第１配備 警戒体制	**震度５**の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員（３～４名）を配備 〈　校長〉〈　教頭〉 〈　教諭〉〈　教諭〉
	津波注意報が発表	
第２配備 厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	**震度６弱**の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員（**５割以上**）を配備 ※下部一覧表にて教職員名記載
	津波警報が発表	
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	管理職を含め、校長が指定する教職員（**５割以上**）を配備 ※下部一覧表にて教職員名記載
第３配備 学校等災害対策本部設置	**震度６強**の地震が発生	原則として**全ての教職員**を配備　**※２** ＊勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等へ ①教職員は必ず自身の安否等について、安否確認メールを送信、または管理職へ連絡する ②校長の判断により全教職員を配備しない場合はすぐーるを使って連絡 ③教職員及び家族の身の安全が危うい場合は避難等を優先したうえで状況を管理職に連絡
	大津波警報が発表	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表	

※２：原則として全員が勤務校へ参集する

第 2 配備教職員一覧

校長	教頭	事務長
⋮	⋮	⋮

【教職員の参集方法】

職名	氏名	① 居住地	② 所要時間	③ 学校以外の参集場所
校長				
教頭				
事務長				
⋮				

4　連絡体制

（1）連絡体制フロー図

緊急地震速報受信

地震発生！

学　校　等

保　護　者
- 残留児童生徒等の保護方法
- 児童生徒等の引き渡し方法
- 帰宅方法等連絡事項
- 休校等の連絡

消防・警察・保健所・医療機関
- 関係機関への要請等

- 通学路の安全確保
- 消火
- 救急活動
- 衛生管理
- 負傷者の受け入れ　等

避　難　所
- 通学している学校以外の避難所にいる児童生徒等の安否情報

高知県教育委員会
- 高等学校課
- 特別支援教育課
- 学校安全対策課

【連絡の内容】
- 児童生徒等の避難状況
- 児童生徒等及び教職員の被災状況
- 学校等の被災状況　等
- 休校等の措置　等

市町村・高知県　災害対策

児童生徒等の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡（電話等がつながりにくい状況を想定し、防災無線や学校家庭連絡システム「すぐーる」等複数の連絡方法を考えておく）

（２）【防災関係機関連絡先一覧】

高知県教育委員会

連絡先	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育・児童生徒課	088-821-4765	088-821-4559	

関係機関

連絡先	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
宿毛消防署	0880-63-0119	0880-63-3396	
宿毛警察署	0880-63-0110		
幡多福祉保健所	0880-35-5979	0880-35-5980	
筒井病院	0880-66-0013	0880-66-0078	
幡多けんみん病院	0880-66-2222	0880-66-2111	

市町村

連絡先	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
首長部局			
防災担当課	0880-63-0951	0880-63-6370	
東部支所	0880-66-0001	0880-66-0083	
中央公民館	0880-64-2618	0880-63-2618	
教育委員会			
学校教育担当課	0880-63-1102	0880-62-0076	

＊電話がつながりにくい状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく

（３）保護者への連絡体制

災害発生時には、電話の使用不能が予想されるため、児童生徒の安否確認や状況の連絡等について、次の連絡手段で対応する。

①学校家庭連絡システム「すぐーる」　②電話
③メール配信システム　④学校ホームページ
⑤災害伝言ダイヤル「１７１」（ 災害用伝言板「web１７１」）
⑥徒歩や自転車による連絡　⑦校門付近に設置する掲示板　等

＜参考＞

1 災害用伝言ダイヤル「１７１」（イナイ）について【自宅の電話・公衆電話・携帯電話から】

災害用伝言ダイヤル「１７１」とは、災害発生時（震度６弱以上の地震など）にＮＴＴが行う伝言ダイヤルサービスで、事前契約等は一切不要。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡等に活用できる。（災害用伝言ダイヤルサービスの開始は、テレビ・ラジオなどで通知される。）

伝言の録音

「１７１」にダイヤルする
↓ **（ガイダンスが流れる）**
1 を押す
↓ **（ガイダンスが流れる）**
学校の電話番号等を市外局番からダイヤルする
↓
メッセージを録音する（３０秒以内）

伝言の再生

「１７１」にダイヤルする
↓ **（ガイダンスが流れる）**
2 を押す
↓ **（ガイダンスが流れる）**
学校の電話番号等を市外局番からダイヤルする
↓
メッセージを再生する（新しい順に再生）

教職員の緊急の連絡「１７１利用」について
教職員の伝言用：０８８０－６６－０３４７
生徒・保護者用：０８８０－６６－０３４６（学校の伝言、生徒の伝言用）

2 災害用伝言版「web171」（イナイ）について

インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス

web171
災害用伝言板

【伝言の登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから https://www.web171.jp/ へアクセスし、電話番号をキーに伝言を「**登録**」。

【伝言の閲覧】https://www.web171.jp/ へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して「**閲覧**」。

（４）教職員の安否確認

ALSOK安否確認サービスや緊急連絡網を使用しての確認

各教職員から入った情報を集約し、連絡が取れない教職員を把握し、安否確認を行う。

Ⅱ発生時の危機管理（命を守る）

1　地震発生時の対応

（1）生徒等在校中の対応

緊急地震速報受信

地震発生！

「カタカタ(P波)、ユッサユッサ(S波)」

		教職員の対応	児童生徒等への対応・留意点
初期対応	安全確保	・的確な指示 「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」「頭部を守る」等の指示 ・自身の安全確保（可能な限り） ・出口の確保 ・火災など二次災害の防止	・本震が来る前に、机の下にもぐる ・机の脚を持つ ・姿勢を低くし、頭部を保護する **「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所」** ・ヘルメット等を着用する
	揺れがおさまる		
二次対応	情報収集 避難の指示 持ち出し品の準備等	・安全が確認できるまでその場を動かないように指示 ・ハンドマイク等での避難指示（教頭） ・避難経路・避難場所の安全確認（生徒指導部長） ＜持ち出し品担当＞ ・名簿、引き渡しカード、教務データ（教務主任） ・救急セット、ＡＥＤ（養護教諭）	避難開始 ・避難場所「グラウンドへ」
	避難誘導	【授業中】 ・授業者が生徒を避難誘導 ・トイレ、教室、体育館等に生徒等が残っていないか確認（避難誘導班教諭） 【休み時間、清掃活動中】 ・近くにいる教職員が誘導 ・校舎内に生徒が残っていないか確認。1階（養護教諭）、2階（避難誘導班教諭）、体育館（補導専任）	「お・は・し・も」を守る
	安否確認・待機	・人員点呼と安否の確認 ・負傷者の確認と応急手当 ・関係機関への連絡 ・必要があれば二次、三時避難 ・地域住民避難の手伝い	・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携 ・出席簿の携帯（生徒の確認）
事後対応	（津波警報等解除）		
	保護者への連絡	・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護 ・引き渡しカードを準備 ・津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまで引き渡さない **〈保護者への引き渡し　参照〉**	
	保護者への引き渡し		

学校災害対策本部の設置
【宿毛工業高校会議室】

【場所別の指示と生徒の行動】

キーワードは
「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ避難！

場　所		教職員の指示	生徒の行動
普通教室		「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」 「頭部を守る」「その場を動かない」	・机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特別教室	科学室 調理室 コンピュータ室 学校図書館 等	「窓やガラスから離れる」 「薬品から離れる」 「棚から離れる」 「火の側から離れる」 *火・湯・薬品等の危険なものの側から離れる 「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」 「本棚から離れる」 ◎教室の状況に応じて具体的に指示をする	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる ・食器等が入っている棚から離れる ・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する ・本棚から離れる
体育館		「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気をつける」	・天井や天井灯、窓からの落下物、体育器具の点灯などに注意し、安全な場所に集まる
運動場・校庭		「校舎、フェンスなどから離れて、体を低くする、グラウンドの中央に集まる」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する ・落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部に避難する
プール		「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	・プール端に移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまってきたら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊下・階段		「しゃがんで、頭部を守る」 「教室に入る」	・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる

教職員の対応における留意事項
・的確な指示
・周囲の安全確認
・生徒の人員確認
・声かけ等による生徒の不安の除去
・余震や二次被害への対応

教職員と生徒が離れている場合の対応
（休み時間、放課後、部活動等）
・分散して、校舎内巡回し、生徒の安全を確認する
・本部の避難指示を受け、必要に応じて、生徒をより安全な場所へ誘導する
・負傷者がいる場合は、応急手当をする

テレビ、棚、書架、薬品倉庫等の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等、室内の安全対策について、可能な限り具体的な予防対策を講じておく　→「地震対策チェックリストの例」参照

教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動

～児童生徒の命を守るために～

高知県では、「自分の命は自分で守る力」の育成を、防災教育の目標に掲げています。

このことは、児童生徒はもとより、教職員自身も身に付けておくべき資質・能力です。

児童生徒の命を守るためには、教職員自らが安全でなければなりません。教職員自身が自らの安全を確保し、児童生徒への支援のできる態勢にあることが重要です。

教職員が自らの安全を確保するために必要な主な対策や行動を、下記にまとめています。こうした点を各自が意識し、日頃から実行しておきましょう。

このことが、ひいては、児童生徒の命を守ることにつながります。

ﾁｪｯｸ	実行しておくべき対策や行動
【学校において】	
	学校や校区の災害想定を知っている。
	校舎内外の施設・設備の安全点検を、災害リスクの観点からも行っている。
	落下・転倒防止やガラス飛散防止等、必要な安全対策を講じている。
	特別教室（理科室・調理室・音楽室等）や体育館等、普通教室とは違う場所でのリスクを把握している。
	避難場所や避難経路の状況を把握し、安全点検をしている（危険箇所や障害物がないか）。
	学校内のAEDや消火器の設置場所を知っている。
	地震発生時の児童生徒の行動が想像できる。
	配慮の必要な児童生徒への対応を想定している。
	地震が発生したときに、自身の身を守る行動がとれる。　※「（ものが）落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せる
	自校の危機管理マニュアルに基づく対応を把握し、自分の役割を理解している。
	避難訓練の際には、自身の安全確保を図りつつ、児童生徒の避難指示や誘導を行っている。
	訓練後の検証で明らかになった課題は、速やかにマニュアルに反映している。
【自宅において】	
	居住地の災害想定を知っている。
	自宅の災害リスクに対する必要な安全対策を講じている。
	通勤経路の避難場所を知っている。

（２）　校外での活動時の対応

※教職員が引率し校外で活動している場合（遠足、部活動の大会、修学旅行など）

緊急地震速報受信

地震発生！

	教職員の対応	生徒への対応・留意点
生徒の安全確保	・状況の把握と的確な指示 ・倒壊物、落下物への注意・指示 ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う ・施設利用時は係員の指示に従う ・パニックを起こさないように、声をかけて安心させる	・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる
揺れがおさまる		
津波発生！ 避難誘導	・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら、安全な場所へ避難の指示 ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の上層階へ避難（最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し、津波警報等が解除させる等、津波の心配がなくなるまで戻らない） ・生徒等の不安を取り除く声かけ ・生徒の安否の確認 ・負傷者の確認と応急手当 ・ラジオ等による情報収集	★あらかじめ次のことを確認しておく ・その地域の避難場所等の必要な情報 ・家庭、学校等への連絡方法 ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う ・施設利用時は係員の指示に従う ・山間部では、平地へゆっくり移動する ・状況に応じて、地域の方に助けを求める
（津波警報等解除）		
学校等への連絡	・学校への状況報告 ・校長からの指示を受ける	・学校等は保護者へ状況を連絡する

部活動中に地震が発生した場合も想定しておく

（３）　生徒が登下校中の対応

緊急地震速報受信

地震発生！

	教職員の対応	生徒の対応・留意点
安全確保	学校内にいる教職員 ・自身の安全を確保 ・近くの生徒に的確な指示 学校外にいる教職員 ・自身の安全を確保	・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる
揺れがおさまる 津波発生！ 避難 校内巡視 通学路巡視	学校内にいる教職員 ・校内にいる生徒の安否確認等（在校時の対応を基本とする） ・（津波浸水時間を考慮して）可能な限り学校周辺や通学路を巡回して生徒の安否確認及び避難誘導を行う ・避難場所等も確認する 学校外にいる教職員 ・近くの避難場所する	・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、強い揺れ、長い揺れを感じたり、津波に関する情報があった場合は自らの判断で今いる場所おから最も近い高台や十分な強度のある建物の３階以上へ避難する。 ・山間部では、平地へゆっくり移動する ・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない
（津波警報等解除） 生徒の安否確認 校内巡視 通学路巡視 自宅確認	校内にいた教職員 ・地域の避難場所に赴き安否の確認を行う。 校外にいた教職員 ・原則、学校へ参集する ・避難した避難場所での情報収集（生徒の安否確認） ・学校へ状況を連絡	・避難後、学校、自宅の近い方へ移動する ・学校へ安否確認の連絡をする
生徒に関する情報の集約	地区別生徒名簿を作成しておく	
生徒の家庭への引き渡し	・保護した生徒の家庭への連絡 ・家庭と連絡がとれない場合は学校で保護	
関係機関への報告		

★防災教育で通学路上の避難場所を確認させておく。
（「高校生のための防災ハンドブック」ｐ５の活用）

緊急地震速報受信

地震発生！

（４）　生徒が在宅時（休日・夜間）の対応

	教職員の対応	生徒の対応・留意点
安全確保	・自身、教職員の安否確認	・身を低くし、頭部及び上半身を保護する
揺れがおさまる		
避難		・指定されている場所へ避難する ・津波注意報・警報が発令された場合や海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の上層階などあらかじめ決めておいた場所へ避難する ・津波警報が解除されるまで避難場所を動かない
（津波警報等解除）		
学校等へ参集（教職員）	・震度６強以上の地震が発生した場合、原則として全員学校等に集合 〈参集体制　参照〉 ・集合できない場合は学校へ状況連絡 ・教職員の安否確認	
生徒の安否確認 避難場所確認 自宅確認	・地区の避難場所に赴き、安否の確認を行う ・担任及び地区担当教職員による確認	・学校へ安否確認の連絡をする （生徒・保護者等）
校内施設の被害状況確認		
生徒に関する情報の集約		
関係機関への報告		

津波発生！

生徒の安否に関する学校等への連絡について、事前に各家庭と申し合わせておく必要がある

★教職員の参集体制について
・学校まで参集できない場合は最寄りの学校等へ
・あらかじめ一覧表を作成し、教職員で情報共有する
〈参集体制　参照〉

２　生徒の保護者への引き渡し

教職員の対応

留意点

被害状況把握
校区の状況把握

・施設の被害状況調査
・安全確認、危険箇所の立入禁止措置
・通学路とその周辺の被害状況把握
・校区内の家屋の損壊、交通機関等の状況把握

家庭で引き取り者の優先順位を決めておき、学校も把握しておく

下校等の判断
・帰宅か保護か
・集団下校か引き渡しか

下校・引き渡しの判断基準
・震度4→状況により下校（保護者からの連絡や交通機関の状況に留意）
・震度5弱以上→学校待機のうえ、保護者に引き渡し
※津波警報発表中や安全が確認できない場合は、引き渡さない

引き渡す

保護者への連絡

・あらかじめ定めた方法で時間、場所を知らせる
・保護者不在の生徒等への配慮
・伝言ダイヤル「１７１」（イナイ）の利用

・徒歩（自転車）で来てもらうように伝える

引き渡しの実施
（下記参照）

・学校保管の生徒理解カードにより確認し、引き渡す

・管理表に保護者、教職員双方の署名をする
・保護者への連絡がとれない場合、生徒等を引き続き保護する
その場合、生徒等の心のケアを心がける

引き渡しの手順
（１）生徒等は、グラウンドに学年（科・専攻）ごとに集合する。保護者は指定の場所で待機する。
（２）ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
・　主任に名前を告げて、引き渡しカード又は引き渡し一覧表で確認を受ける。
・　実際の場合に負傷した生徒等は、養護教諭（本部）に直接確認して引き取り、主任に報告して下校する。
・　生徒等が不明な場合は、本部にて指示を受ける。
（３）引き渡し後の滞在場所を必ず記載し、把握しておく。

生徒理解カード ※ホーム主任, 副主任保管　・引き渡し管理表 ※生徒指導部室の保管場所に置いておく

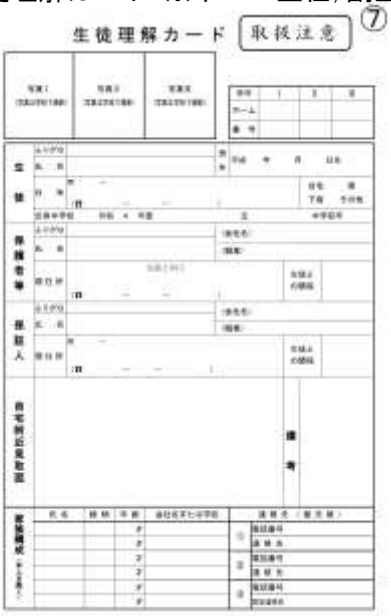

【引き渡しの留意点】

引き渡しの判断基準や引き渡し手順、連絡方法をあらかじめ保護者等に周知しておくことが必要。

①引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、生徒の安全を最優先にするため、以下の点に注意する

〇津波など限られた時間での対応が迫られる場合（津波警報発表中など）には、保護者等に対しても災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者等と共に学校に留まることや更なる避難行動を促すなどの対応も必要。

〇家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要。

〇校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要。

学校を含む地域の震度	震度５弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、生徒等を学校で保護しておく。
	震度４	状況により下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届け出がある生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。		

②学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及び、生徒を待機させる場合には、以下の点に留意する。

〇不安を訴える生徒に、心のケアができるよう、スクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

〇近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。

〇待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

③引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、一度に多くの保護者等が集まり、混乱、錯綜することが考えられるためあらかじめ引き渡しの手順を明確化しておく。また、訓練等を通して保護者等に周知しておく。

【小学校（例）】

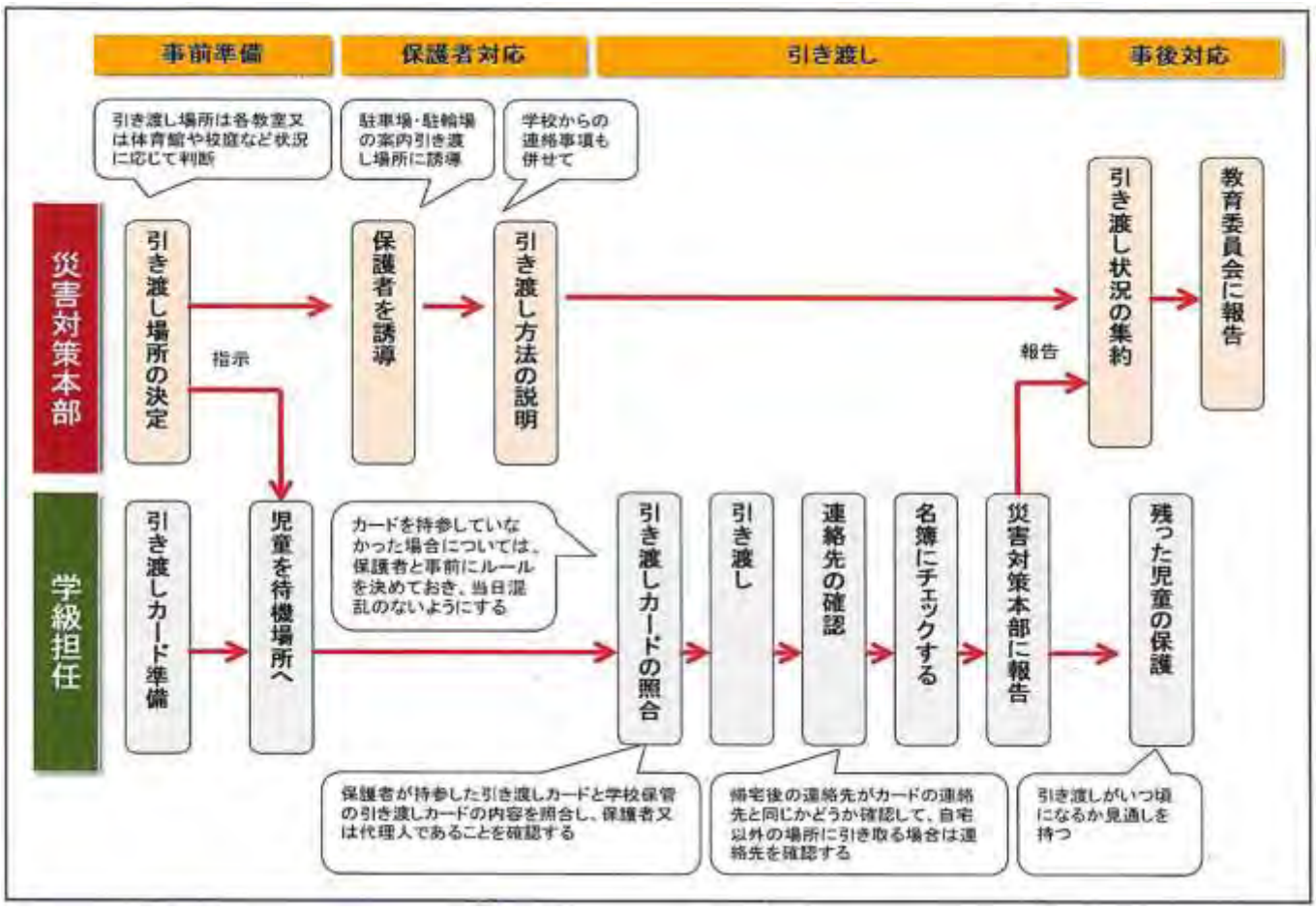

■校外で引き渡す場合の流れ

①引き渡しが可能かどうか判断する。（二次被害の危険の有無等）

②学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合で、どちらが安全かを判断する。

③現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者等に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

＊郊外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者等にも周知しておく

参考【東日本大震災の事例から】

保護者等へ引き渡した後、津波で犠牲に・・・

東日本大震災では児童生徒を保護者に引き渡した後に津波被害に遭うケースがありました。岩手、宮城、福島3県で犠牲になった小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒351人のうち、引き渡し後に犠牲になったのは120人（河北新報社調べ）と3分の1を占めています。

岩手県気仙沼市立小原木小学校は標高約45mにあり、児童の多くは海沿いの低地に住んでいる。震災直後、校庭には児童の引き渡しを求めて20人以上の保護者が集まっていたが、学校は独自の判断で児童の引き渡しを見合わせた。「高台なので、ここにいたほうが安全」と保護者にも理解を求め、児童らは校庭で待機した。眼下に広がる集落が津波にのみこまれたのはそれから30分後だった。

Ⅲ　事後の危機管理（暮らしをとりもどす）

１　児童生徒等の心のケアについて

大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童生徒等によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがある。

このため、児童生徒等の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。

地震発生！

肉親を失う・家屋に被害等

⇩

強いストレス
（心の傷）

⇩

ＰＴＳＤ
（外傷後ストレス障害）

・災害の光景の夢を何回も見る
・恐ろしい体験に関係した事柄をさけようとする
・興味の減退、物忘れ、集中力の欠如等が起こる
・孤立傾向が強まり、神経質になる
・頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生じる
・よく眠れない

⇩

医師・カウンセラー等

⇩

回　復

教職員の対応

ＰＴＳＤの予防・対応

普段の生活リズムを取り戻せるように、温かい気持ちで見守る

教職員の対応

心身の健康状態の把握

・教職員間の情報の共有
・日常生活の健康観察

児童生徒等が前向きになれるように褒めることが大切じゃ！

＊心のケアについては「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－」（平成22年７月　文部科学省）を併せて参考にする
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.html

災害後、児童生徒等に現れる可能性のある症状とその対応

地震発生！

	症　状	対　応
災害から２～３日	・不安と恐怖を強く訴え、抑うつ、不安感、絶望感、引きこもり等、著しく重い症状が現れる	・児童生徒等の安全を確保できる場所や状況の確保 ・外傷等の手当 ・食料品等の確保
災害から１週間程度	・頭痛、腹痛、吐き気等の身体的症状が現れる	・身体検査等の実施による必要な処置 ・児童生徒等の悩みや思いを共感的に受けとめる ・症状が現れるのは自然であることを伝える
災害から１か月程度	・集中力がなくなる、うつ状態、あるいは、躁うつの両面が交互に現れるなどの精神的症状が現れる	・児童生徒等の悩みや思いを共感的に受けとめる ・症状が現れるのは自然であることを伝える
災害から１か月以後 外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）	・災害の光景の夢を何回も見る ・恐ろしい体験に関係した事柄をさけようとする ・興味の減退、物忘れ、集中力の欠如等が起こる ・孤立傾向が強まり、神経質になる ・頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生じる ・よく眠れないなどの症状が現れる	・早期に、心療内科・精神科医等の専門家の受診を勧める ・児童生徒等の悩みや思いを共感的に受けとめる ・元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる ・友達と遊んだり話したりする機会をつくる
災害から数か月 遅発性ＰＴＳＤ	・数か月後にＰＴＳＤの症状が現れる	・保護者等と連携して、日ごろから児童生徒等を観察し、症状が現れた時は話を聞くなど、安心させる ・精神科医等の専門家の受診を勧める
アニバーサリー反応	・災害が発生した日が近づくと、不安定になるなど、種々の反応が現れる	・保護者等との連携により、児童生徒等の不安を少なくする

上記はあくまで一例。災害発生から１０日程度は、実際は心の中で大きな動揺が起こっていても、全く感情が表に現れなかったり、いたって普段通りに振る舞ったりするケースも考えられる。
温かい気持ちで見守りながら、児童生徒等の状況を注意深く観察していくことが大切。
また、災害発生時は、児童生徒等の命を守る立場の教職員も強いストレスを受けるため、教職員の心のケアも非常に重要。

2　避難所開設・運営支援（詳細は「避難対処マニュアル」参照）

「避難所準備委員会」立ち上げ
「事前協議」実施

・地域の自主防災組織や市町村防災担当部局の教職員により「避難所運営マニュアル」作成、協力体制の確立（鍵の受け渡し、避難所として開放できる区域の取り決め、避難所運営方法等）

「避難所対応マニュアル」に基づき、避難所開設につなげる対応
避難所が開設されてからは、「避難所運営マニュアル」に沿って避難所運営の支援

地震発生！

留　意　事　項

市町村防災担当部局職員

学校等災害対策本部の設置
避難所支援班の設置

・本部は会議室等に設置
・避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定

施設全体の安全点検
施設等開放区域の明示

・施設内の安全確認、開放できる区域の明示
（校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室は開放しない）
・立入禁止区域の明示
・事前に決めておいた優先順位にしたがって施設等を開放
・お年寄りや障害のある方等への優先的配慮
・緊急車両等の駐車スペースの確保

避難所開設の判断

避難室間の区割り

・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
・担当者による誘導
・自家用車は原則乗り入れ禁止

避難者の受付･誘導

衛生環境の整備

・仮設トイレの設置
・ゴミの収集場所の管理
・食中毒や伝染病等、衛生面への配慮

仮設テントの設置
（支援物資の受入準備等）

・緊急車両の進入の妨げとならない場所に

避難者の名簿づくり

・原則として入居時に記入（氏名、性別、年齢、住所等）
・すみやかな名簿の作成と更新

救護物資の調達配給

・配給時におけるトラブルの回避
・食料、医療物資等の市町村対策本部への要請
・お年寄り、障害のある方等や非常持ち出し品のない方を優先
・食事、救援物資の配給経路の把握

避難所運営組織への移行

・避難所運営が避難者も含めた地域の方々が主体となった運営組織に移行した後は、教職員は組織に施設管理者として加わり側面からの支援を行う

炊き出しへの協力

・使用可能な調理室・給食室等の提供
・献立、衛生管理等についての助言

情報連絡活動

・避難者用緊急電話の設置依頼
・メディアを活用した情報収集
・日本語が分からない外国人のための案内看板等

ボランティアの受け入れ

・専門ボランティアにコーディネートを依頼
・活動拠点の設置
・災害ボランティアセンターとの連携

３　学校再開に向けた取組（詳細は「学校再開計画」参照）

地震発生！

留　意　事　項

被害実態調査

- 児童生徒等及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- 教職員及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- 学校施設等の被害状況確認
- ライフラインの被害状況確認
- 通学路及びその近隣の被害状況確認

教育委員会等との協議

- 校舎等の被害に対する応急措置
- 校舎等の危険度判定調査
- ライフラインの復旧　　・仮設トイレの確保
- 児童生徒等の心理面への影響確認
- 教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- 通学路の安全確保
- 避難した児童生徒等の就学手続きに関する臨時的措置
- 教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
- 避難所における運営の支援

家庭訪問・仮登校

- 児童生徒等の心理面の状況把握
- 登校児童生徒等の確認と学級編成
- 避難した児童生徒等の把握
- 児童生徒等の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
- 保護者への連絡方法の確認
- 通学路における安全指導
- 避難した児童生徒等の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰時期等）

授業再開にむけた教育委員会等との協議

- 校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- 授業形態の工夫
- 教職員の配置、不足教職員に対する授業等への対応
- 教科書・学用品等の調達・確保
- 学校給食の再開
- 学費の援助等の支援
- 授業再開に向けた日程の協議
- 欠時数の補充と授業の工夫
- 水道水等の保健衛生の措置
- 児童生徒等の心のケアの体制整備

学校教育の再開

学校防災マニュアル　チェックシート

学校名　（　　）

項　　目	チェック	今後の修正内容
1　学校の立地状況・南海トラフ地震による災害想定等について		
① 最大震度・揺れの時間等を記載している		
② 標高、海岸からの距離を記載している（津波浸水域に入る学校のみ）		
③ 想定された最大津波浸水深・３０cmの津波が到達する時間（津波浸水域に入る学校のみ）		
④ 土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所を確認、記載している		
⑤ 学校内で地震発生時に危険が予測される箇所を明示している		
2　組織体制について		
① 災害発生時の指揮命令者（氏名を含む）を少なくとも５番目まで記載している		
② 災害発生時の組織体制（担当氏名）を記載している		
③ 勤務時間外の災害発生時における参集体制（氏名含む）を記載している（時間・場所）		
④ 災害発生後１時間以内に参集可能な教職員（氏名含む）を記載している		
3　地震発生時の避難場所・避難経路について		
① 避難経路を記載している（可能であれば複数） （避難経路上の危険が予測される箇所を明示している（例：橋、電柱、塀等））		
② 避難場所を記載している（可能であれば複数） （地図添付、学校からの距離・時間を明示している（例：徒歩10分等））		
4　地震発生時の対応について　＊以下の対応等を具体的に記載している		
【児童生徒が在校中の対応】		
① 安全確保及び避難行動の具体的な指示を記載している		
② 避難場所・避難経路が具体的に記載している		
③ 特別教室等の留意事項を明確化している		
④ 休み時間、清掃活動中等の対応を記載している		
⑤ 一人で避難できない児童生徒への対応（だれが、どういう方法で避難させるか）		
【児童生徒が校外での活動時の対応】		
① 当該地域の避難場所等を調べておくことを前提としている		
② 情報収集の方法を記載している		
③ 一人で避難できない児童生徒への対応（だれが、どういう方法で避難させるか）		
【児童生徒が登下校中の対応】		
① 学校内外における児童生徒の安否確認について記載している		
② 地域の避難場所を明記している（防災教育で、児童生徒が避難場所を把握している）		
③ 児童生徒の地区別の名簿を作成しておく		
【児童生徒がスクールバス乗車時の対応】（スクールバスの運用がある学校のみ）		
① スクールバス運行表・運行ルートとルート上の避難場所を明記している		
② スクールバス乗務員の役割を明記している（事前共有は必須）		
③ 学校や家庭への連絡方法を決めている		
【児童生徒が在宅中の対応】		
① 地域の避難場所を明記している（防災教育で、児童生徒が避難場所を把握している）		
② 家庭に、児童生徒の安否情報の連絡体制を共有している		
5　地震発生直後の対応について		
① 関係機関との連絡方法を具体的に記載している		
② 保護者との連絡方法を具体的に記載している		
③ 保護者への引き渡しの判断基準を具体的に決めて記載している		
引き渡しの手順を具体的に記載している		
引き渡しカードを作成し、適切に保管している		
6　地震発生後の対応について		
① 避難所対応について記載している（県立学校は、「避難所対応マニュアル」参照）		
② 学校再開に向けた対応について記載している（県立学校は、「学校再開計画」参照）		

[資料]

地震対策チェックリストの例

		点　検　内　容	
施設設備	1	廊下等の避難の妨げとなる障害物を取り除いている	
	2	消火器や避難誘導の設備点検を定期的にしている	
	3	スタンドピアノや大型音響機器等の転倒防止をしている	
	4	特別教室（図書室、理科室、調理室、図工（美術）室、技術室等）の棚の転倒防止をしている	
	5	遊具の点検・安全対策を定期的にしている	
	6	教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている	
	7	ガラスの飛散防止をしている	
組織・体制	8	学校防災組織や教職員の役割分担を明確にしている	
	9	地震発生後の参集体制や配備体制が教職員に周知されている	
	10	避難経路、避難場所が教職員に周知されている	
	11	障害のある児童生徒等の個別の避難方法について、すぐ対応できるよう訓練している	
	12	関係機関との連絡体制が整備されている	
教育・訓練	13	防災訓練を計画的に実施している	
	14	年間計画に基づき、計画的に防災教育を実施している	
	15	地域と連携した防災訓練を実施している	
書類等	16	児童生徒等の引き渡しカードを作成している	
	17	非常持ち出し品、児童生徒等名簿がすぐに持ち出せるようになっている	
児童生徒等	18	児童生徒等、保護者との連絡体制を整備している	
	19	児童生徒等の通学方法を把握している	
周辺環境	20	校地・運動場及び周辺の状態について、把握している	
		・斜面崩壊の可能性はないか	
		・液状化発生の可能性はないか	
		・グラウンド縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性はないか	

［資料］

ヘルプカードについて

ヘルプカードとは

地震はいつ発生するかわかりません。地震後の混乱の中で障害のある児童生徒等が適切な支援を得るためには、本人に関する正確な情報が重要なポイントになります。いざという時の適切な支援や、安否の確認が円滑にできるようにするために、あらかじめ受けたい支援の内容などについて書いておくものがヘルプカードです。

作成・使用の際の注意事項

ヘルプカードは個人に関する情報がたくさん記載されます。そのため、児童生徒等に携帯させる際は、個人情報の保護に十分配慮することが必要です。具体的には、カードを二つ折りや三つ折り等の状態にし、カードの内側に必要な事項を記載するなどの工夫が必要です。その際、カードを提示された一般市民の方々が、カードの内側に必要な事項が記載されていることが見て分かるようにすることも必要です。

また、個人情報の保護の観点から、記載事項は命を守るために必要な最小限の情報に絞り込むことも必要です。

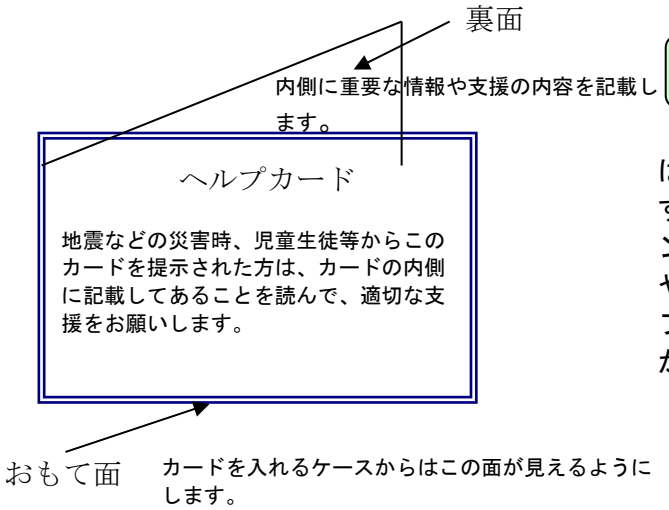

携帯の方法は個人の特性に応じて

ヘルプカードをどのように携帯するかは、児童生徒等の特性に応じて工夫します。首にかける、ポケットに入れる、カバンに入れる、など児童生徒等が一番携帯しやすく、しかも、もしもの時に確実にヘルプカードを提示できる方法を検討することが必要です。

記載内容の検討

ヘルプカードに記載する内容は、保護者や本人と十分に話し合って決めることが必要です。障害や疾患が本人に告知されていないなど、扱いに配慮を必要とする場合もあります。

また、必要な情報を、支援する人に確実に伝えることは必要ですが、文章の表現は児童生徒等の年齢なども考慮し、本人の自尊心を大切にした表現になるよう、関係者で話し合って決めることも必要です。

《参考様式》入力シート①（マニュアル共有時や研修、個別作業で活用可能）

災害時（南海トラフ地震発生時）個人アクションカード

災害時に個人の役割が明確になるよう、考えられる行動を記入しましょう。
日常見える場所へ掲示しておきましょう。

災害時（南海トラフ地震発生時）アクションカード
氏名：

参集体制について				災害時における役割
配備	*第　配備より（震度　弱）*	場所※	※勤務校へ参集できない場合	*班*

一次避難場所	二次避難場所	持っていく物
運動場		

緊急地震速報受信
地震発生！

各自考えられる行動を記入する。

安全確保
＜授業時＞・「机の下にもぐる」「頭を守る」などの指示
・出口の確保
＜授業外＞・自身の安全確保

避難指示
＜授業時＞・児童生徒等の負傷者の確認
・避難場所の指示
＜授業外＞・校舎内の児童生徒等の安否確認と避難指示

避難誘導
＜授業時＞・「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を徹底
・運動場まで誘導、状況によって二次避難場所まで誘導
＜授業外＞・国道を横断する際の安全確認

安否確認・待機
・点呼の内容を学年でとりまとめ、結果を教頭へ連絡
・児童生徒等を落ち着かせる
・地域住民避難への支援

保護者への連絡
・保護者と連絡が取れない場合は学校で保護
・警報が解除されるなど安全が確認できるまで、引き渡さない

保護者への引き渡し
・引き渡しカード等を照合し、児童生徒等を保護者へ引き渡す
・引き渡し後の滞在場所を必ず記載する

＜作成上の留意点＞
・管理職・担任・養護教諭等、個々に行うべき内容について、その役割や行動を把握するために作成する。

《参考様式》入力シート②（マニュアル共有時や研修、個別作業で活用可能）

児童生徒等〇〇〇の対応

教職員の対応

児童生徒等への対応・留意点

初期対応

緊急地震速報受信

地震発生！

安全確保

揺れがおさまる

二次対応

津波発生！

【到達予測〇〇分】

情報収集
避難の指示
持ち出し品の準備等

具体的な避難場所を記載する。一次避難場所、二次避難場所がある場合はそれらを記載する。

津波被害が想定されない学校は初期消火についても記載する

避難誘導

【授業中】

【休み時間、清掃活動中】

「お・は・し・も」を守る

安否確認・待機

・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携
・出席簿の携帯（児童等の確認）

（津波警報等解除）

学校災害対策本部の設置
【宿毛工業高校会議室】

学校が被害を受けない場合は学校が本部となる。

事後対応

保護者への連絡

保護者への引き渡し

令和６年度

危機管理マニュアル

（校内事故・その他の対応）

高知県立宿毛工業高等学校

目次

Ⅴ　校内事故の対応

（１）　校内事故の緊急基本対応　…　1

役割分担・留意事項　…　2

救急処置（心肺蘇生法と AED の使用）　…　3

（２）　部活動等における事故防止と緊急対応　…　4

（３）　火災時の緊急対応　…　5

（４）　不審者進入時の緊急対応　…　6

（５）　登下校中の事故の緊急対応　…　7

（６）　健康被害の緊急対応　…　8

熱中症の応急処置の流れ　…　9

食物アレルギー症状対応の流れ（エピペンの使用）　…　10

Ⅵ　その他

・　災害用伝言ダイヤルの利用方法　…　11

・　台風・大雨・雪害等における教育活動の中止判断等　…　12

・　報道機関対応　…　13

・　北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について　…　14，15

・　熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと　…　別紙

・　学校安全計画　…　別紙

※Ⅰ～Ⅳは危機管理マニュアル（地震・土砂災害・洪水への対応）に記載

Ⅴ　校内事故の対応

（１）校内事故の緊急基本対応

生徒の生命第一　・　臨機応変な対応

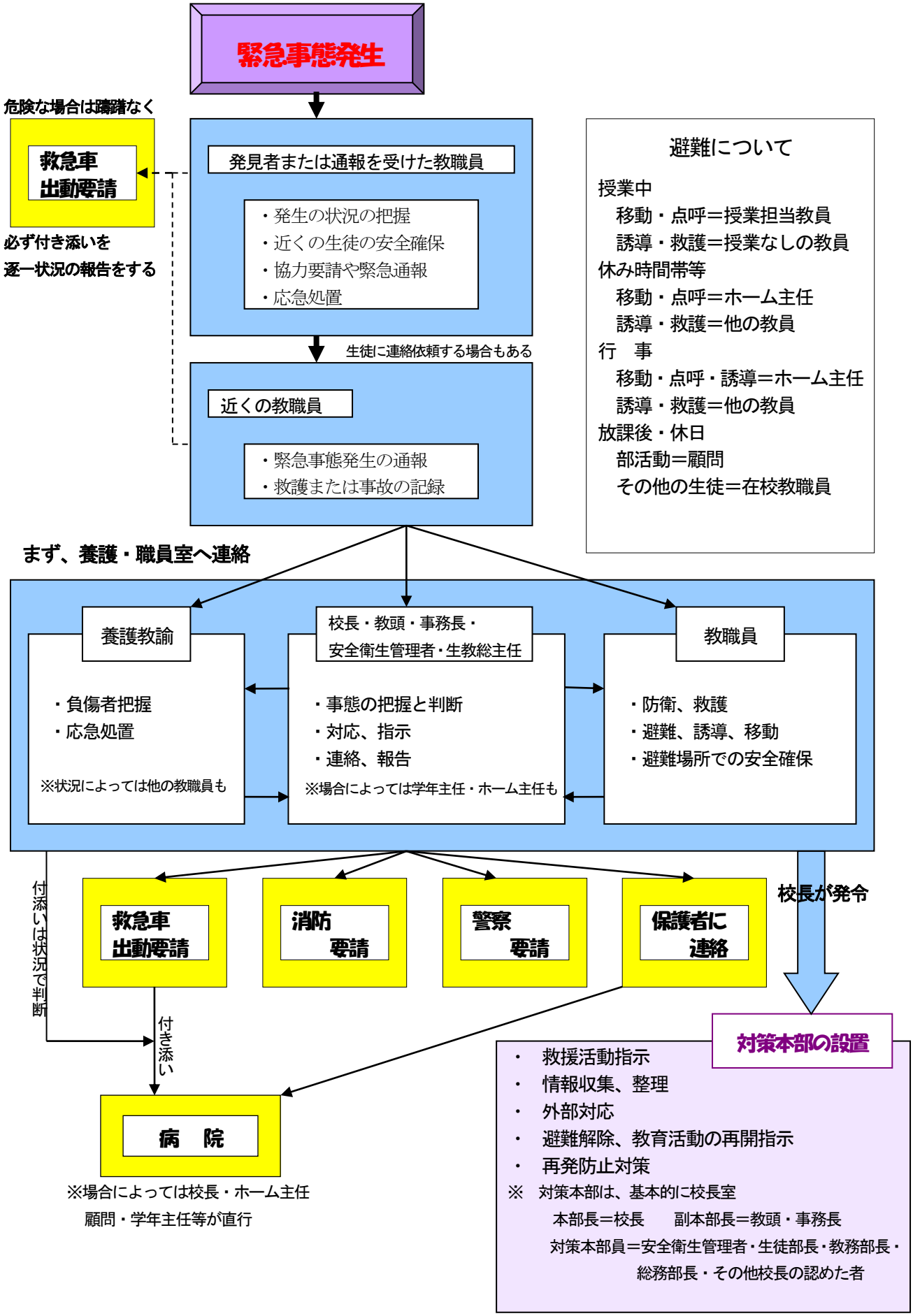

役割分担・留意事項

⑴ **目撃者**

① 協力者を呼ぶ
② 救急処置
③ 発見してからの状況把握と報告（時刻・場所・発生状況・怪我の内容や程度・処置事項等）

⑵ **救急処置**

① 救命処置最優先（気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージ・止血等）
② ショック予防（体位・保温・安静・『大丈夫だ』と声をかけ安心させる）

⑶ **救急車の要請**（緊急の場合）・・・・・・・・・原則として教頭

例：意識不明・呼吸困難・不整脈・多量出血・頭部打撲後吐き気や痙攣（けいれん）、ひどい頭痛などが起きた場合

⑷ **救急車の呼び方**

① 局番なしの１１９番
② 『救急です』とはっきり言う
③ 『私は○○高校の○○です』
④ 事故現場の場所を伝える｛目印をわかりやすく｝
⑤ 病気や怪我の様子を伝える
　『誰が』『いつ』『どこで』『どういうふうにして』『どうなった』かを伝える
⑥ どんな処置をしたかを報告し、次に何をすればよいかを聞く
⑦ 救急車誘導のため出迎える。

⑸ **救急車への添乗者**・・・・・・・・・事故発見者・ホーム主任・養護教諭等

① 『生徒理解カード』（生年月日や住所等がわかるもの）、電話代等持参
② 重症時は２人以上が付き添う

⑹ **家庭連絡**

① 原則としてホーム主任
② 強いショックを与えないよう配慮する
③ 来校または来院を要請する〈来院時に保険証を持参してもらう〉

そ　の　他

⑴ 渉外は教頭を中心に窓口を一本化する
⑵ 他の生徒をパニックにさせないよう配慮する
⑶ 受診後、付き添い者は被災生徒の状況・医師の指示等について速やかに学校に報告する
⑷ 重大事故では特に正確な記録を要する（発生場所・時刻・事故内容・程度・経過等）

救命処置の流れ（心肺蘇生法と AED の使用）

以下の手順を確認するとともに、心肺蘇生法及び AED 講習会には必ず参加しましょう。
AED 設置場所：正面玄関・体育教官室

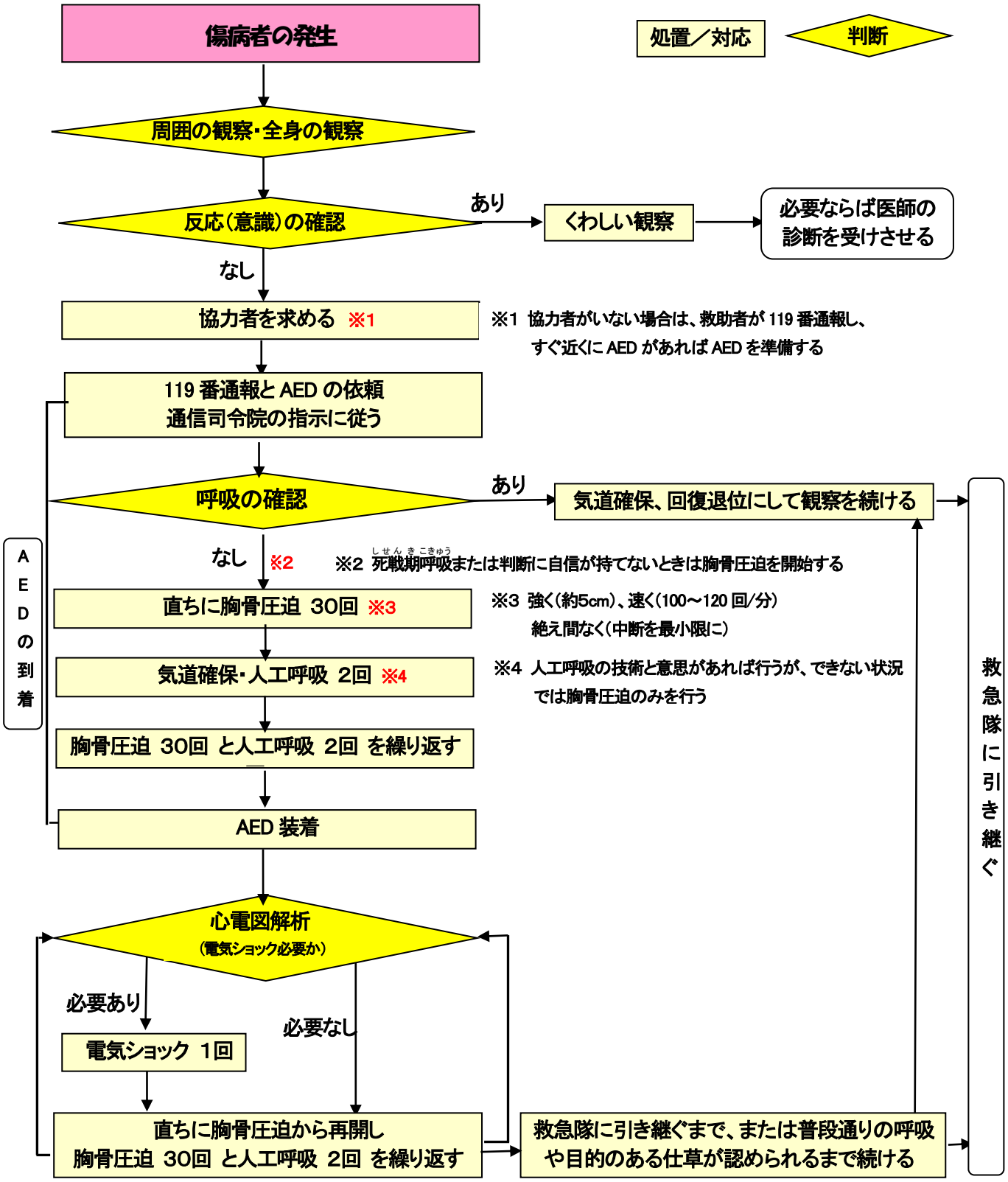

（２）部活動等における事故防止と緊急対応

事故防止

環境の要因

生徒の動きが激しく、接触する状況。
器具の配置や不良による。
自然環境による。

生徒の要因

体力や健康・精神状態が低下しての活動。
ルールや約束事が守られない状況下での活動。
上級生の過度の指示。

指導者の要因

健康・精神状態を把握しないままでの活動。
経験・技能の程度に適さない練習。

- 生徒の健康観察と健康診断結果の把握
- 環境を見極めた無理のない活動計画
- 運動の特性をふまえた器具の配置と点検
- 生徒の健技能・体力に応じた適切な指導

職員会議や出張などで、やむをえず指導者が活動の場に参加できない場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼したり、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な処置をとる。

緊急時の対応

応急処置・安全確保

・顧問は、負傷の程度を確認し、他の教職員の救援を部員に指示し、必要・可能なら移動させ、応急処置を施す。危険度によっては、顧問の判断で救急車を要請する。
・救護にきた他の教職員が救急車の出動を要請する。複数の教職員がきたときは、救急車の出動要請・周囲にいた部員からの状況の聞き取り・救護など任務の割り振りを行ない迅速に対応する。状況は校長に報告し、救急車には付添で同乗する。
・現場に残った教職員は、生徒達の不安を除き、練習を中止するなど適切な指示を行ない、現場保存をおこなう。

危機管理体制の確立（対策本部）

・校長は対策本部の設置を決定し、関係教職員（対策本部員等）を招集し対応を指示する。
※ 記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応など、事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
※ 情報の混乱を避け、対策本部が機能するまで、関係機関との連絡・対応は校長が当たり、窓口を一本化する。

保護者への対応等

・保護者に生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について対策本部で連絡・説明する。（一人での対応は避ける）
・校長、ホーム主任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応をおこなう。教頭は対策本部に残り情報の収集にあたる。
・対策本部は教育委員会に第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し助言を受ける。

状況によって対応が変化するので留意すること
顧問が不在、顧問が複数か一人か、平日か休日か、校外か校内か、顧問も負傷している場合　等
本校で試合（活動）をする場合は、他校の生徒の危機管理も必要です。

（3）火災時の緊急対応

生徒の生命第一　・　臨機応変な対応

火 災 発 生

消防署通報
火事です
- 宿毛工業高校です
- ○○○○からから出火です
- 現在初期消火中です（消火不可能）
- 負傷者○○○名います
- 私は○○○です

火災の規模に関わらず報告

発見者または報知器で急行した教職員
- ・発生の事態や状況の把握
- ・近くの生徒の安全確保
- ・大声で通報・火災報知器利用

近くの教職員
- ・緊急事態発生の通報

初期消火

鎮　火

消防署への事後報告等を検討する

消火不可能

初期消火の教職員も避難

消防要請

非常持出品の確保

校長、教頭、事務長、衛生管理者、生徒・教務・総務部長等
- ・対応指示
- ・自らも避難
- ・安全確認後連絡報告

校長が発令

対策本部の設置
- 救援活動指示
- 情報収集、整理
- 外部対応
- 避難解除、教育活動の再開指示
- 再発防止対策

緊急避難命令
- ○○○から出火です
- 出火元を避けてすみやかにグランド（雨天は体育館）に避難して下さい

生徒・教職員避難

移動	授業中は授業担当教員が指示 休み時間はホーム主任が直行する
誘導	授業の無い教員が誘導 休み時間は副主任があたる
救護	養護教諭を中心に正副ホーム主任以外の教職員がおこなう

安全確認（避難場所）

人員点呼（主任は自分のクラスへ）
　負傷者確認→教頭に報告
消防到着後は消防署の指示に従う
生徒の動揺を抑え対策本部の指示を待つ
負傷者があるときはマニュアルに従って対応

避難時の注意
姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする
いったん避難したら再び中に戻らない

（４）不審者進入時の緊急対応

生徒の生命第一　・　臨機応変な対応

不審者進入

判断：不審者かどうか

来校の理由有り → **受付後　校舎内へ**

理由なし

退去依頼

見知らぬ人には声かけを！

挨拶など声をかけて用件を尋ねる。
　用件が答えられるか、正当なものか。
　職員に用事があるときに氏名や所属が答えられるか。
不自然な場所に立ち入ってないか。
不審なもの（凶器など）を持っていないか。
不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

退去を求める場合
- 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するように説得する。
- 身を守るために相手から1.5m位は離れておく。
- 一旦退去しても、再び進入する可能性もあるので、校外に退去したことを確認し、しばらくその場に残って様子を見る。

不審者の隔離
- 凶器を持っていないことを確認した場合は、別室に案内し、隔離する。

１１０番通報
- 退去の説得に応じない。
- 暴力的な言動をする。

落ち着いて不審者の様子や位置、被害の有無について正しくはっきりとわかる範囲で知らせる。

複数で対応・説得

退去した → **再　侵　入** → **危害を加えそうか？**

退去しない → **危害を加えそうか？**

加えない → **再び退去依頼** → **通報・隔離**

加えそう → **通報・隔離**

- 職員室等へ緊急連絡　→　各教室の避難準備
- 暴力行為阻止・説得
- 警察通報

安全確保

- 防衛　→　暴力行為阻止
- 生徒把握　→　避難誘導
- 教員の連携

避難は静かに！

もしもの時は 落ち着いて		
		不審者と生徒の中に入り、生徒を出口に近づける工夫 不審者が複数の時は出口を背にする 防御は、机・いす・カーテン・ほうき・チョークの粉など
	教員 一人	生徒の安全確保を最優先 不審者と生徒の間に入り、生徒に離れないように指示する 状況により生徒に逃げるように指示、
	教員 複数	不審者と生徒の間に入り、複数で生徒を安全な場所に移す 状況により一人が他の教職員に知らせる

不審者侵入の防止の３段階のチェック体制

段階	具体的な方策
A　校門	校門の施錠管理（２０時施錠、６時開門）、校門は３か所（校舎北側正面玄関前、自動車練習場東側、校舎南側弓道場付近）、校門に来訪者向け案内を掲示
B　校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入り口や事務室への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除
C　校舎への入り口	正面玄関入り口・生徒昇降口に事務室での受付の案内を掲示、事務室での来訪者の確認

（５）登下校中の事故の緊急対応

登下校も学校の教育活動の範囲

交通事故発生

↓

救助の要請

・事故発生の連絡を受けた教職員は、直ちに怪我の状況等を把握し、救急車の要請の有無を確認する。
・警察についても事故通報がおこなわれているか確認する。

↓

情報収集

・管理職は、複数の教職員に携帯電話等を持って現場の情報収集に向かうよう指示。
・必要に応じて、対策本部を設置する。

↓

応急処置

救急車が到着していない

・現場に到着した教職員は手分けをして応急処置や現場にいる他の生徒の安全確保をおこなう。
・負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援を要請する。

救急車が到着していた

・教職員は救急車に同乗する。
・救急車がすでに出た後であれば、消防署に連絡を取り搬送先の医療機関を確認する。

↓

状況把握
学校報告

・被害にあった生徒の氏名・負傷状況・搬送先の医療機関等状況を把握し、付添者、連絡者を決めて学校に報告。
・現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。

↓

保護者へ連絡

学校で待機している教職員は、現場の報告に基づいて、保護者に連絡し、事故の発生、負傷状況、搬送された医療機関名を正確に伝える。

↓

事後の処置・対応

・管理職は、事故の概要について、関係機関に報告する。
・管理職とホーム主任はすみやかに被害にあった生徒を見舞い、事故の状況を説明する。
・事故を目撃した生徒には、動揺を緩和するためのカウンセリング等心のケアをおこなう
・全校集会を開き、事故の概要を説明し、生命の大切さを説くとともに、交通安全について再度指導を徹底する。

日頃の　交通安全教育の推進と通学路の状況把握に努める

（６）健康被害の緊急対応

早期発見・日頃の情報収集

予防

感染症

・生徒の健康管理　……　日常的な健康観察の継続
教職員は、日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には、養護教諭に相談する。
・教職員の健康管理　……　毎年の定期健康診断の受診
教職員自身が発症すると、生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、有症時には早期に受診する。

食中毒

・手洗い・調理道具の洗浄の徹底
学校行事や野外活動での調理等の活動において、調理、配膳、配送を的確におこなわせる。
教職員は、日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には、養護教諭に相談する。

患者発生

保護者へ連絡

・症状のある生徒については、保護者に連絡し、すみやかに医療機関で受診してもらう。
・診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。

関係機関へ連絡

管理職は、学校医と協議し関係機関に一報を入れる。

保　健　所
教育委員会

情報の報告

指示
アドバイス

情報収集

・欠席者および有症生徒の健康状況把握。

クラス全体の聞き取り調査による生徒の健康状態把握。
（下痢、腹痛、血便、発熱、嘔吐、発疹、咳、家族の状況等）

・欠席者の理由とその推移の確認。

類似する症状、共通する内容がある場合は、管理職は最悪のケースを予測して即応体制にはいる。

・必要に応じて、対策本部設置。

事後対応

生徒への対応	入院や欠席している生徒をホーム主任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに容態の確認。
二次感染予防	疾病の正しい知識、手洗い・うがいの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導。
保護者への対応	必要に応じ学校保健委員会・ＰＴＡ役員会・保護者説明会等を設け、事実を説明し、生徒の健康調査や臨時の健康診断について協力を依頼。
発生後の対応	・生徒に対して、発生の状況を知らせるとともに、疾病の正しい知識、手洗い・うがいの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導。 ・重傷であった生徒には登校後も健康状況に留意する。 ・必要に応じ、カウンセリングなどの支援を行なう。 ・発生原因について関係機関と連携して原因を究明し、除去や再発防止に努める。

熱中症の応急処置の流れ

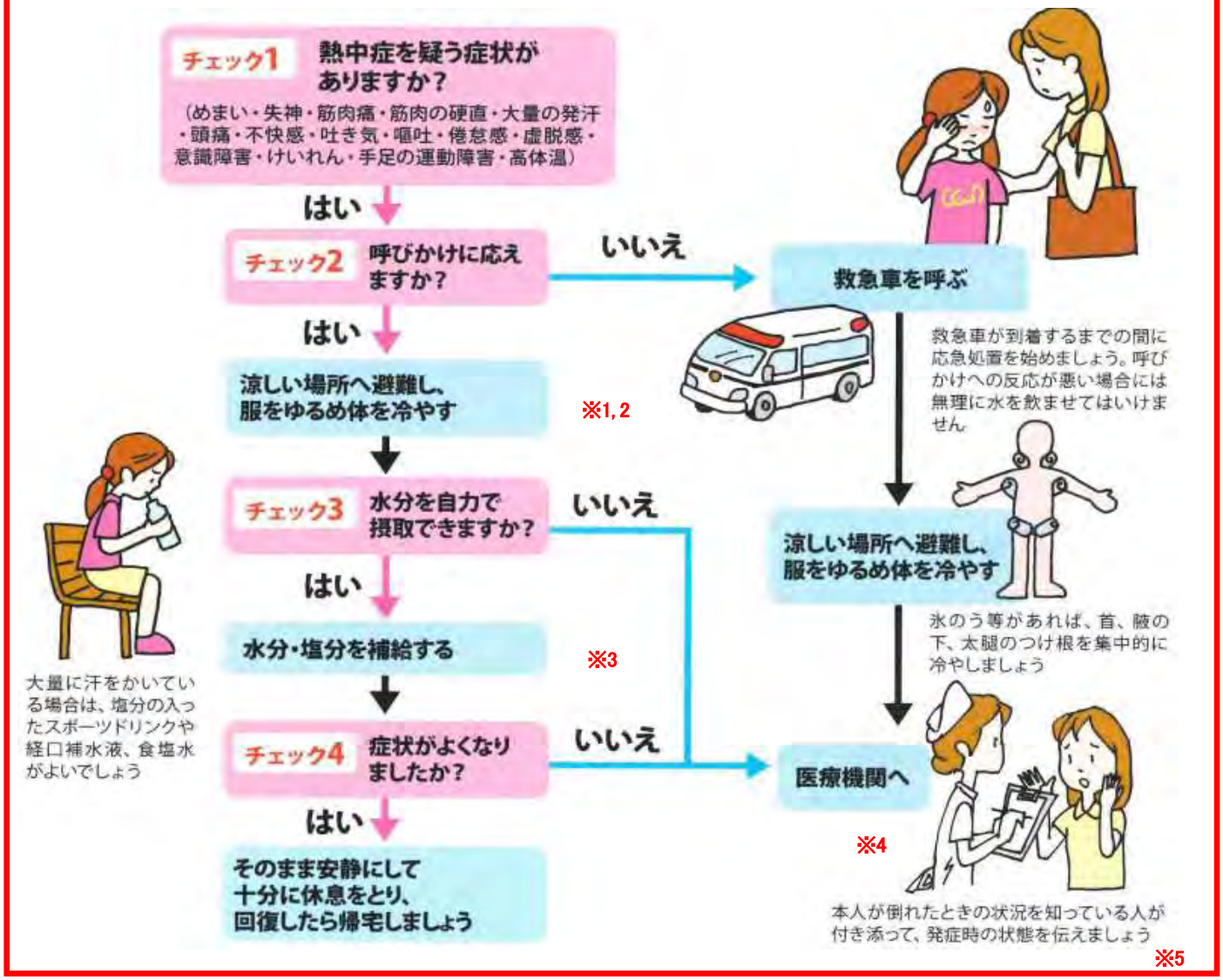

※1：風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。

※2：上着を脱がせて、体からの熱の放散を助けます。きついベルトやネクタイ、下着はゆるめて風通しを良くします（傷病者が女性の場合には処置の内容を考慮して男女で救護することをお勧めします）。次に露出させた皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機などであおぐことにより体を冷やします。服や上着の上から少しずつ冷やした水をかける方法もあります。次に自動販売機やコンビニで、冷やした水のペットボトル、ビニール袋入りのかち割氷、氷のうなどを手に入れ、それを**首の付け根の両脇、脇の下、大腿の付け根の全面、股関節部**にしっかり当てて、皮膚直下を流れている血液を冷やすことも有効です。**体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります。重傷者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています**。救急車を要請する場合も、その到着前から冷却を開始することが必要です。

※3：冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらいます。冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪います。同時に水分補給も可能です（応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、冷やした水分を口からどんどん与えてください）。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です（**保健室に Os-1 を常備しています**）。食塩水（水 1ℓに 1～2gの食塩）も有効です。「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」「答えがない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。**また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状はすでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、口から水分を飲んでもらうのは禁物です。すぐに病院での点滴が必要です。**

※4：自力で水分の摂取ができないときは、塩分を含め点滴で補う必要があるので、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法です。実際に、医療機関を受診する熱中症の 10%弱がⅢ度ないしⅡ度で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリングなど）、肝障害や腎障害の検索が必要となってきます。

※5：「熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと」を別添していますので参考にしてください。

食物アレルギー症状対応の流れ（エピペンの使用）

〈アナフィラキシーの典型的症状〉

中程度の症状：のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじん麻疹、ゼーゼーなどの音
強 い 症 状：呼吸困難、血圧低下、意識障害

※1 初期症状 としては 口腔内の違和感、口唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不良、吐気、腹痛、じん麻疹

傷病者の発生

処置／対応　判断

↓

全身の観察

↓

症状の確認 ※1

あり → 本人にエピペンの保管場所を確認し、エピペンを注射 ※2、3
（1回の作用は 15～20 分持続）

※2 けいれんや体動がある場合しっかりおさえて注射
※3 エピペンは保健室にもあり

あり ↓

119 番通報・救急車を呼ぶ

※救急車が来るまでの対応

- 吐気・嘔吐あり → 体を横に向ける
- 意識がもうろう → 仰向けで足を心臓より高くする（枕や膝を使う）
- 呼吸困難あり → 上半身を起こし、後ろに寄りかからせる

【エピペンの注射方法】 ※4、5

◇接種部位 … 太もも真ん中の外側
①オレンジ色のニードルカバーを下に向けしっかり保持
②青い安全キャップを外す
③接種部位に垂直になるようオレンジ色の先端を「カチッ」と音がするまで押し付けたまま、数秒（5秒程度）待ちます
④注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びた事を確認

※4 中に液が残っていても OK！必要な量は入っています
※5 服の上からでも接種可能 ポケットに物が入っていないか確認

【校外活動時（修学旅行・ホームデー等】

・食物アレルギーを持っている生徒がいる場合なるべく行動を把握しておくことが肝心
・行動を共にする友人に、エピペンの保管場所を伝えさせておく

【アナフィラキシーでないのに誤ってエピペンを注射してしまった】

正常な人に接種した場合は、「ほてり感」「心悸亢進（心臓の鼓動が激しくなる）」などが起こるが、一時的であり、15分程度で元の状態に戻りますので問題はありません。アナフィラキシーだと思ったら迷わずエピペンを注射してください（注射しないで重篤の状態になるほうが問題です）

Ⅵ　その他

災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想されます。そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができます。

このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものです。

1. 利用のお知らせ
   震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされます。

2. 利用方法
   固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となります。

伝言の録音時間　（1伝言あたり30秒以内）

伝言の保存期間　（提供終了まで）

伝言の蓄積数　（1番号あたり1～20件）

自分の情報を知らせる（録音）

（1）伝言の録音（教職員）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「1」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 学校の電話番号 0880－66－0346 をダイヤルし、伝言を 30秒以内 で録音する。

自分の情報を録音

（1）伝言の録音（生徒・保護者）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「1」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 自宅の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を 30秒以内 で録音する。

生徒・保護者の情報を知る

（2）伝言の再生（教職員）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「2」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 生徒（自宅）の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

学校の情報を知る

（2）伝言の再生（生徒・保護者）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「2」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 学校の電話番号 0880－66－0346 をダイヤルし、イヤルし、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

携帯電話使用で171が利用できにくい場合

インターネット 「（緊急）災害用伝言板」 を利用してください。

auは「（緊急）災害用伝言板 au」　SoftBankは「（緊急）災害伝言板 SoftBank」 など

台風・大雨等における教育活動の中止判断基準

（1） 教職員への連絡‥‥学校長の判断に基づき、教頭が連絡する。
（2） 学校から生徒への連絡‥‥（3）の方法にあわせて緊急連絡網にて主任が行う。
（3） 情報確認は主として民放のラジオ、テレビおよび学校ホームページによるものとする。
（4） 公共交通機関とは、高知西南交通㈱、土佐くろしお鉄道㈱ 中村・宿毛線とする。

1　平常授業及び定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
前日 （終ＳＨまで、週休日等の場合は午後６時まで）	台風、大雨、風雪など、翌日に大きな影響が出て公共交通機関の運休や国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止め等、通学が危険な状況や通学困難な生徒が多数出ることが想定される場合	休校または 始業時間の変更
当日 午前６時	・宿毛市及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が２つ以上（特別警報及び暴風警報にあっては１つ）発令されている場合 ・公共交通機関が始発から運休している、あるいは運休が想定される場合 ・国道５６号線（宿毛市、四万十市）の通行止めなど、登校が危険な状況や登校困難な生徒が多数出ることが想定される場合 **※警報が2つ以上発令された場合、すぐに学校休校という判断にはなりません。当日学校で協議のうえ、『すぐーる』『ホームページ』等で連絡します。**	休校または 始業時間の変更
始業後随時	大雨、風雪などの影響により、公共交通機関の運休や国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止め等、帰宅が危険な状況や帰宅困難な状況が想定される場合	下校時間の変更

※当日の対応状況は学校家庭連絡システム『すぐーる』で学校から連絡します。
※6時以降学校ホームページにも掲載します。

2　土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前６時 （ただし、前日に判断できる場合は、終ＳＨまで、週休日等の場合は午後６時まで）	・宿毛市及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が２つ以上（特別警報及び暴風警報にあっては１つ）発令されている場合 ・公共交通機関が始発から運休している、あるいは運休が想定される場合 ・国道５６号線（宿毛市、四万十市）の通行止めなど、登校が危険な状況や登校困難な生徒が多数出ることが想定される場合	休講 中止または 日程変更

3　部活動（遠征等含む）

判断する時刻	警報等の状況	対応
・午前中の活動の場合は午前６時 ・午後の活動の場合は午前９時	・宿毛市（遠征先含む）及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が２つ以上（特別警報及び暴風警報にあっては１つ）発令されている場合	休み 遠征中止 （または待機）

※ ただし、雨風や風雪の影響、通学路などの状況により、1～3以外の対応になることもある。

4　部活動の大会や対外試合、学校外の団体等の主催による活動
・大会本部、団体等の決定による。
・部活動顧問、担当教員が本部等と連絡をとり、開催するかについて連絡。

報道機関対応

取材があった際は、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。
場合によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切です。

1 対応の基本姿勢

（1）積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠蔽しているのではないか等の誤解を生じさせないよう、決して拒否的な態度はとらない。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。

※ 一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。

（2）誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

（3）公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないよう公平に行う。

2 対応のポイント

（1）窓口の一本化

説明は、責任者（管理職等）が窓口となり対応する。責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。

（2）報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、児童生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

- ○ 校地内への立入り可能場所について
- ○ 生徒等に対する取材の可否について
- ○ 取材場所及び時間について
- ○ 記者会見の予定について

（3）取材者の確認

報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。

（4）取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成等する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議を行う。

（5）明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違って説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。

（6）教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

（7）記者会見

取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

1 Jアラートが鳴った時の生徒・教職員の対応

・各自が身を守るための避難行動をとる。 ※別紙１参照
・万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

2 ミサイルが発射された時の学校運営についての基本的な考え方

（1）Jアラートが鳴った場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響内にある場合）

① ミサイルが通過、または日本の領海外の海域に落下した場合は、通常の学校教育活動を実施。

①ミサイル発射情報（避難の呼びかけ）

ミサイル発射、ミサイル発射。
北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください。

②通過情報

ミサイル通過、ミサイル通過。
先程のミサイルは、〇〇地方から〇〇へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。

③落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）

先程のミサイルは、〇〇海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。

第１報で「ミサイル発射情報（避難の呼び掛け）」があれば、直ちに避難行動をとり、安全を確保する。

第２報で「ミサイル通過」または「〇〇海に落下（日本の領海外の海域に落下）」との情報が流れた場合には、通常の学校教育活動を行う。

② ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は、通常の学校教育活動を停止。

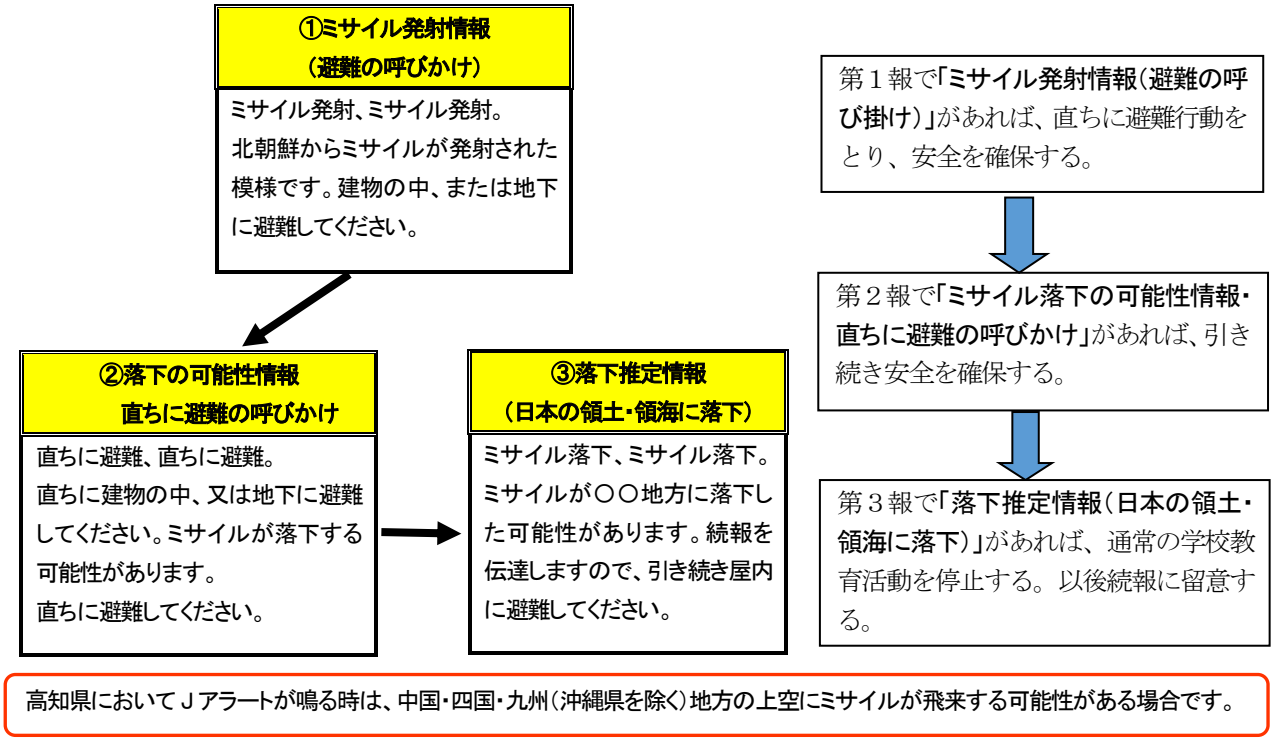

・始業時間前に発生した場合は、臨時休業（臨時休校）とする。
・学校教育活動中（授業や部活動中など）に発生した場合には、直ちに活動を中止し、 安全を確保する。

※下校等については、学校長が県教育委員会と協議し、判断する。

その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会が判断し、学校長に指示する。万が一、近隣に落下した場合には、学校長は児童生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。

（2）Jアラートが鳴らなかった場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響外にある場合）

① 通常の学校教育活動を行う。
② 日本の領土・領海に落下した場合には国の動向等を踏まえ、当面の対応を県教育委員会が判断し、学校長に指示する。

3 事前の対応、周知の徹底について

生徒・教職員の対応（避難行動等）及び学校運営について、学校における教職員の情報共有と生徒・保護者等に対する事前の周知徹底を図る。

別紙

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

（わかる範囲で記入してください）

①様子がおかしくなるまでの状況
- 食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか）　無　有
- 活動場所　屋内・屋外　日陰・日向
  気温（　）℃　湿度（　）％　暑さ指数（　）℃
- 何時間その環境にいたか　（　）時間
- 活動内容
  （　）
- どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（　）
- 帽子はかぶっていたか　無　有
- 一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか
  （　）

②不具合になった時の状況
- 失神・立ちくらみ　無　有
- 頭痛　無　有
- めまい（目が回る）　無　有
- のどの渇き（口渇感）　無　有
- 吐き気・嘔吐　無　有
- 倦怠感　無　有
- 四肢や腹筋のこむら返り（痛み）　無　有
- 体温　（　）℃［腋下温、その他（　）］
- 脈の数　不規則　速い　遅い　（　回／分）
- 呼吸の数　不規則　速い　遅い　（　回／分）
- 意識の状態　目を開けている　ウトウトしがち　刺激で開眼　開眼しない
- 発汗の程度　極めて多い（だらだら）　多い　少ない　ない
- 行動の異常（訳のわからない発語など）　無　有
- 現場での緊急措置の有無と方法　無　有（方法：　）

③最近の状況
- 今シーズンいつから活動を始めたか（　）日前（　）週間前（　）月前
- 体調（コンディション・疲労）　良好　平常　不良
- 睡眠が足りているか　充分　不足
- 風邪を引いていたか　無　有

④その他
- 身長・体重　（　cm　kg）
- いままでに熱中症になったことがあるか　無　有
- いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
  病名（　）
- 現在服用中の薬はあるか　無　有
  種類（　）

氏名（　）

生年月日（H・R　年　月　日：年齢（　才）